

5 水管第 2045 号  
令和 5 年 11 月 2 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（本則並びにくろまぐろ（大型魚）、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙 2 の変更並びにかたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の別紙 2 の追加）について（諮問第 428 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において運用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方</u></p> <p><u>新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。</u></p> <p><u>このような資源については、漁獲可能量による管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、取組を段階的に導入・実施し、漁獲量等の報告体制の整備や、管理における課題の把握・解決等を図っていくことが、当該資源の特性やその漁業実態等に適合した漁獲可能量による管理を可能とし、その円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。</u></p> <p><u>このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする</u></p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (1)~(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は、別紙2において示すこととする。

① ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ1の段階は省略することができることとする。

ステップ1における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分量の設定や法第33条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ1の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ1の期間は1年間を想定し、その後、ステップ2に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分量は設定せず、同項第1号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。

- 3 -

ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

② ステップ2

ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ2において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ2の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ3以降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ2の期間は2年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

③ ステップ2からステップ3への移行

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の

- 4 -

特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

④ ステップ3

ステップ3は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第9の規定にかかわらず、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

- 5 -

3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② (略)

③ 漁獲割当割合の有効期間

二管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間(漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。ただし、当該期間に令和3管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く2年間とする。以下この管理区分において同じ。)における当該船舶のくろまぐろ(大型魚)の漁獲量(当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。)に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ (略)

(削る)

3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② (略)

③ 漁獲割当割合の有効期間

二つの管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア (略)

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間(漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。)における当該船舶のくろまぐろ(大型魚)の漁獲量(当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。)に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ (略)

オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲

- 6 -

⑤～⑨ (略)

4・5 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-4) さんま

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-5) まあじ

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る

⑤～⑨ (略)

4・5 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-4) さんま

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-5) まあじ

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

のは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

のは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和5管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和4管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 令和6年(2024年)及び令和7年(2025年)は、令和5年(2023年)の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.3を乗じた値とする。ただし、毎年資源評価の結果、当該期間及び令和8年(2024年)のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

(3) 令和8年(2026年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 令和6年(2024年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-7) まいわし対馬暖流系群

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～4 (略)

第7～9 (略)

2～5 (略)

第7～9 (略)

(別紙2-7) まいわし対馬暖流系群

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～4 (略)

第7～9 (略)

別紙 2-38 の次に、次の別紙を加える。

- 11 -

(別紙 2-39 かたくちいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 かたくちいわし対馬暖流系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 7 までにおいて同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 68 千トン (0 歳及び 1 歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 32 千トン (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 4 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 4 年 (2022 年) の資源評価に基づき、親魚量が令和 16 年 (2034 年) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

- 12 -

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

- 13 -

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

##### ② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- 14 -

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

- 15 -

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

#### ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

#### ③ 漁獲可能期間

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

- 16 -

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の3(2)のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- 17 -

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 都道府県知事は、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

- 18 -

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

うるめいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 54千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 18千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたうるめいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- 19 -

(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

- 20 -

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- 21 -

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

- 22 -

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

- 23 -

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

第1の3(2)のステップ2の取組が開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- 24 -

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

- 25 -

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙2-39及び別紙2-40の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

### (準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙2-39及び別紙2-40の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

- 26 -



資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 5 年 11 月  
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について

変更事項 2 : 「別紙 2 - 2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて（資料 3 - 4 参照）

変更事項 3 : 「別紙 2 - 4 さんま」、「別紙 2 - 5 まあじ」、「別紙 2 - 6 まいわし太平洋系群」及び「別紙 2 - 7 まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

変更事項 4 : 「別紙 2 - 5 まあじ」における資源管理目標に見直しについて

変更事項 5 : 「別紙 2 - 6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて

変更事項 6 : 「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の特定水産資源への追加について

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

11 月中 : 官報掲載（官報掲載日での同時施行）

## 【変更事項 1】 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について

### 1 漁獲可能量による管理の現状

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）では、資源管理は漁獲可能量（T A C）による管理が基本とされており、現在、T A C 魚種の拡大を推進しているところ。

### 2 変更の趣旨

- (1) 新たに T A C 魚種に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、T A C による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分に確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。このような資源については、T A C 管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、段階的に導入・実施していくことが、T A C 管理の円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。
- (2) このため、上記のような資源について T A C 管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、管理の内容を順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は資源管理基本方針の別紙 2 において示すこととする。

### 3 変更事項の内容

本則第 1 の 2（4）の「漁獲可能量による管理」の次に、同第 1 の 2（5）として、以下を内容とする「漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方」を新たに規定する。

#### (1) ステップ 1

漁業法第 30 条に基づく漁業者による漁獲量等の報告並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集を行う体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。状況等によってはステップ 1 の段階は省略することができることとする。

ステップ 1 では、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ 1 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、漁業法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量については具体的な配分数量の設定は行わず、漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量

として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

その他、漁業者による自主的な管理は引き続き実施し、その効果は利用可能な科学的知見を基に検証するとともに、収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

ステップ1の期間は1年間を想定し、その後、ステップ2に移行する。

## (2) ステップ2

ステップ1の取組を継続しつつ、TACによる管理については、漁業法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ2において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ2の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ3以降の取組に向けて、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ2の期間は2年間を想定し、この期間において、漁業者による漁業法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを旨とする。

## (3) ステップ2からステップ3への移行

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始する。このため、ステップ3の開始に先立って資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、ステップ1及びステップ2における取組結果や、TAC管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。

## (4) ステップ3

資源管理に関する基本的な考え方及び(3)の検討会を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分を行うとともに、採捕停止命令等を行うことができる段

階とする。ただし、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは変更する。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

**【変更事項3】「別紙2-4 さんま」、「別紙2-5 まあじ」、「別紙2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2-7 まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について**

**1 「別紙2-4 さんま」等における漁獲可能量の現行の配分基準**

- (1) 特定水産資源である「別紙2-4 さんま」、「別紙2-5 まあじ」、「別紙2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2-7 まいわし対馬暖流系群」では、漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準として、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて配分することを基礎としている。
- (2) 令和3年(2021年)から令和5年(2023年)におけるTAC配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能にするため、可能な限り直近の漁獲実績及び一定の配分の比率を用いることとし、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績に応じた配分を行っている。

**2 配分基準の変更**

(1) 変更の趣旨

令和6年の漁獲可能量の配分に当たっては、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの3年間の漁獲実績が新たに利用可能となる場所、引き続き直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業が可能となるよう、配分に係る基準年を「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」の3年間に更新する。

(2) 変更の内容

「別紙2-4 さんま」、「別紙2-5 まあじ」、「別紙2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2-7 まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準に用いる漁獲実績について、「平成29年(2017年)から令和元年(2019年)まで」のものから、「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」に変更する。

(参考)

	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	R8年 (2026年)
漁獲実績										
TACの配分基準										

## 【変更事項4】「別紙2-5 まあじ」における資源管理目標の見直しについて

「別紙2-5 まあじ」の第3の資源管理の目標について、令和6管理年度においても現行の目標を用いるため、管理年度の数字を変更する形式的な修正を行う。

＜参考＞ 現行の「別紙2-5 まあじ」の第3の資源管理の目標（下線部が変更予定箇所）

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によっても考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和5管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和4管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

現行	変更後
<p>このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、<u>令和5管理年度</u>のまあじ資源の管理に関しては、<u>令和4管理年度</u>に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。</p>	<p>このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、<u>令和6管理年度</u>のまあじ資源の管理に関しては、<u>令和5管理年度</u>に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。</p>

## 【変更事項5】「別紙2-6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて

### 1 「別紙2-6 まいわし太平洋系群」における現行の漁獲シナリオ

現行のまいわし太平洋系群に係る漁獲シナリオは①、漁獲圧力は②及び③のとおり。

- ① 令和2年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までは、令和2年（2020年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する水準に1.2を乗じた漁獲圧力とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和6年（2024年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。
- ③ 令和6年（2024年）から令和13年（2031年）までは以下のとおりとする。
  - ア 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.85を乗じた値とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（69,000トン）の値を減じた値で除することにより算出した係数をアの規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
  - ウ イの規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、0とする。

### 2 漁獲シナリオの変更

#### （1）変更の趣旨

- ① 昨年（令和4年）の資源評価において、最新の科学的な知見に基づき、資源評価の方法の一部変更が行われた。その結果、現行の漁獲シナリオ策定時のベースとなった令和2年の資源評価結果と比べて、将来予測における目標管理基準値の達成確率等が変更となった。
- ② 資源管理基本方針本則第9では、資源管理基本方針についての検討をおおむね5年ごとに行うこととしているが、①の変更を受けて、本年、資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、当該方針の変更について関係者から意見を聴いたところ。

その結果、現行の漁獲シナリオのうち、1の③アの漁獲圧力について、令和6年から令和7年までの2年間について、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数として、1.3を支持する意見が多数あったものの、1.0を超える漁獲圧で漁獲を続けることは、加入の減少等が生じた際に資源を減少させるリスクが高まることから、

1.2を継続する案も併記し、パブリックコメントを行った。パブリックコメントの結果、1.2を継続する案を支持する意見はなく、1.3に変更することを支持する意見のみであった。

上記パブリックコメントの結果や、現行の漁獲シナリオが策定された令和2年（2022年）の5年後にあたる再来年に漁獲シナリオの見直しが検討される予定であること等を踏まえ、令和6年から令和7年までの2年間については、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数は1.3とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直すこととする。

## （2）変更の内容

以下の通り変更する（変更点は下線部）。

変更箇所	現行	変更後
1の②と③の間	（新規追加）	<u>令和6年（2024年）から令和7年（2025年）までは、令和5年（2023年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する水準に1.3を乗じた漁獲圧力とする。ただし、毎年<u>の資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。</u></u>
1の③	令和6年（2024年）から令和13年（2031年）までは以下のとおりとする。 ア 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.85を乗じた値とする。 イ 親魚量が限界管理基準値を下回っている場合には、当該	<u>令和8年（2026年）から令和13年（2031年）までは以下のとおりとする。</u> ア 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.85を乗じた値とする。 イ 親魚量が限界管理基準値を下回っている場合には、当該

	<p>親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（69,000トン）の値を減じた値で除することにより算出した係数をアの規定に基づき算出した値に乗じた値とする。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、0とする。</p>	<p>親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（69,000トン）の値を減じた値で除することにより算出した係数をアの規定に基づき算出した値に乗じた値とする。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、0とする。</p>
--	--	--

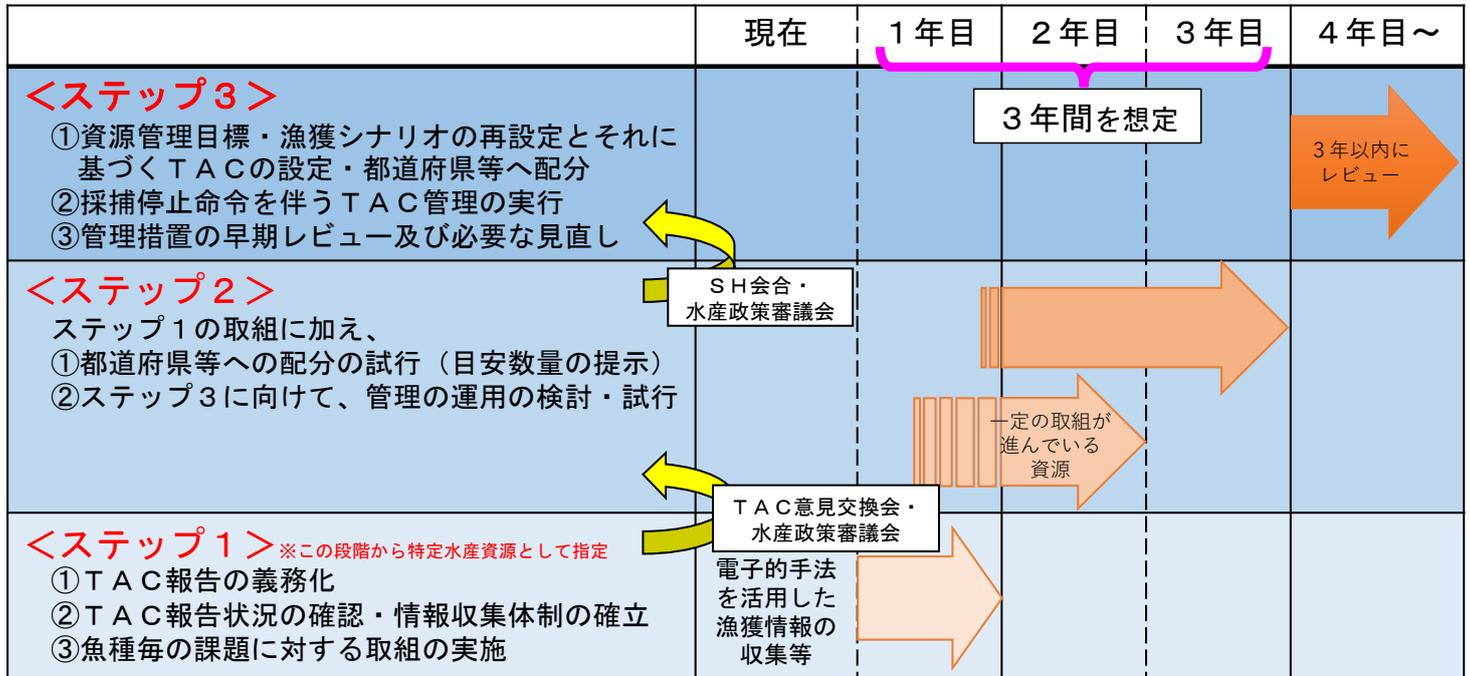
**【変更事項6】「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の特定水産資源への追加について**

かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群について、各資源に関するステークホルダー会合での検討、取りまとめを踏まえ、令和6年1月からのTAC管理開始に向けて、資源管理基本方針の別紙2に新たに追加する。具体的な内容は別紙のとおり。

	別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源)	別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のもの)	うるめいわし対馬暖流系群
管理年度	1月1日から同年12月末日までとし、ステップ1の管理を行う。	
目標管理基準値	68千トン(0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	54千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
限界管理基準値	32千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)	18千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
禁漁水準値	4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)	2千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
漁獲シナリオ	限界管理基準値を上回っている場合、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値	限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値
大臣管理漁業	大中型まき網漁業	
都道府県	秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県	
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。	
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
TACによる管理以外の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のもの)を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</li> <li>●資源管理協定の締結促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源管理協定の締結促進</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度からステップ3を開始することを目指す。</li> <li>●比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。</li> </ul>	



- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。



かつお・まぐろ漁業における令和6管理年度以降の  
くろまぐろ（大型魚）の漁獲割当割合の設定基準に  
ついて

# 1-1 . 令和6（2024）管理年度以降の設定基準の検討

32

- 漁獲割当割合の設定は、公平かつ合理的に行われる必要があることから、あらかじめ、漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされており、この基準を定める際の勘案事項は、次のとおりとされている。
  - ・船舶等ごとの漁獲実績（漁業法第17条第3項）
  - ・船舶の総数又は総トン数（漁業法施行規則第5条第1号）
  - ・採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し（同規則第5条第2号）
  - ・漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数（同規則第5条第3号）
- 現行（令和4～5管理年度）の漁獲割当割合は、以下に基づき設定。
  - 申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合は、それぞれ申請された漁獲割当割合を設定する。
  - 申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合は、下記①及び②を合計した割合（申請された割合がこれより小さい場合は当該割合）とする。ただし、漁業関係法令違反の程度及び回数に応じてこれを減ずることがある。
    - ① 30%を申請隻数（申請した割合が0%の船舶を除く）で除して得た割合（均等割り）
    - ② 70%を漁獲実績（2018～2020年）に応じて按分して得た割合（実績割り）

# 1-2 . 令和6（2024）管理年度以降の設定基準の検討

- 現行（令和4～5管理年度）の漁獲割当割合の設定基準の策定にあたっては、漁業法及び同法施行規則に規定される勘案事項を以下のとおり勘案。

## (1) 船舶等ごとの漁獲実績（漁業法第17条第3項）

漁獲割当割合のうち、70%は利用可能な過去3か年の漁獲実績シェアに基づき配分。実績として使用する期間としては、近年の状況を反映させるため直近3か年を採用（従来のTAC魚種に係る大臣管理漁業及び都道府県への配分と同様）。

## (2) 船舶の総数又は総トン数（漁業法施行規則第5条第1号）

船舶の総数については、対象となる全ての許可船とする。総トン数については、対象船舶の大多数が総トン数19トンであり、くろまぐろ漁獲実績に船舶の総トン数による明確な傾向がないことから、船舶の総トン数の違いにより区別する必要はない。

## (3) 採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し（同規則第5条第2号）

①全ての漁船が、毎年、くろまぐろ対象操業を行うものではないこと、②これまでの総量管理の下でくろまぐろを目的とする操業の機会に制約を受けている漁業者が存在すること、③くろまぐろ以外のかつお・まぐろ類を目的とする操業においてくろまぐろが混獲される可能性が想定されること等、から、30%を均等配分。

## (4) 漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数（同規則第5条第3号）

必要に応じ、違反の程度及び回数に応じ設定する漁獲割当割合を減ずる。

- 令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定においては、昨年12月の審議会において、上記事項のうち「船舶等ごとの漁獲実績」に関し、試験的IQを行った令和3（2021）年の漁獲実績※については、公平性・合理性又は資源管理の推進の観点から用いないとの結論となった。

※あくまで漁業者による自主的な取組であったことから、試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在した状況となった。その結果、事実上異なるルール（IQ管理と総量管理）の下で操業を行う漁業者が混在した状態となるとともに、令和3年に試験的IQに取り組んだ団体の漁獲量は、そうでない団体の漁獲量と比較して特異な形で抑制された結果となった。

# 2-1. 令和6(2024)管理年度以降の設定基準(前回提示案)

34

## ●漁獲割当割合の有効期間

2024年及び2025年の2管理年度(現行:2022~2023年の2管理年度)

【法定の勘案事項の考え方】

- 原則5年のところ、1年を下回らない範囲で短縮できるため(漁業法第17条第2項、同法施行規則第4条)、「資源の特性及びその採捕の実態」について、以下の点を勘案しながら、適切な有効期間を定める必要がある。
  - ・ かつお・まぐろ漁業では、公的IQ管理の導入後、まだ2年(1有効期間)しか経過しておらず、かつ、くろまぐろを漁獲する漁船が年々増加傾向にある等、近年、くろまぐろの採捕・操業の状況が変化している。
  - ・ R6管理年度以降の設定においては、総量管理下での漁獲実績を一部用いることになるが、総量管理下では先獲り競争の結果、操業機会に制約を受けた漁業者が存在する。IQ管理に移行した中、長期間にわたって、この漁獲実績を用いた漁獲割当割合を用いること(有効期間を長くすること)は、望ましくない。  
→次回の有効期間が開始する2026年には、設定に用いる漁獲実績を直近3か年分とした場合でも、すべてIQ管理区分下での漁獲実績(2022年~2024年)となる。

## ●設定に用いる漁獲実績

2020年及び2022年の漁獲実績(現行:直近3年間(2018,2019,2020年)の漁獲実績)

※試験的IQを行った2021年の漁獲実績は用いない。また、2023年の漁獲実績は、設定時期との関係で用いることができない。

【法定の勘案事項の考え方】

- 漁業法第17条第3項の「船舶等ごとの漁獲実績」については、過去のどの時点・期間の漁獲実績をどのよう  
に用いるか等について、IQ制度の趣旨等に照らして検討・判断することとなる。
- 漁獲割当割合の設定にあたっては、近年の状況を可能な限り反映させるため、「漁獲実績」は直近のものを用いることが望ましい。
- IQ管理に移行した中では、可能な限り、総量管理下の漁獲実績よりも、IQ管理下での漁獲実績を用いることが望ましい。(※総量管理下では先獲り競争の結果、操業機会に制約を受けた漁業者が存在するため)  
→ 2019年を加え3年間(2019,2020,2022年)とするより、総量管理下(2019、2020年)の比重が小さい。

# 2-2. 令和6（2024）管理年度以降の設定基準（前回提示案）

## ●実績割りと均等割りの配分

実績割り75%、均等割り25%（現行：実績割り70%、均等割り30%）

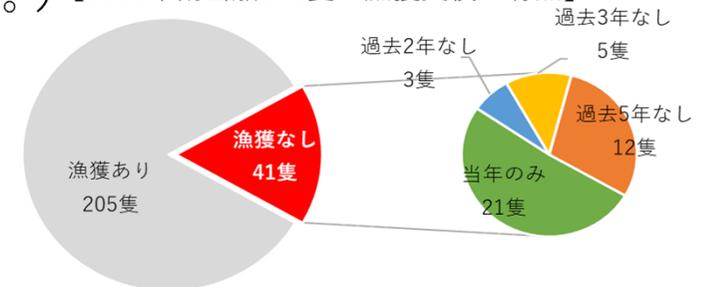
### 【法定の勘案事項の考え方】

- 「採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し」（法規則第5条第2号）について、以下の点を勘案しながら、均等割りの在り方を検討。
- 現行の均等割りは、①IQ管理下において新たにくろまぐろを漁獲しようとする者が現れ得ること、②これまでの総量管理の下で、くろまぐろを目的とする操業の機会に制約を受けた漁業者が存在すること、③くろまぐろ以外のかつお・まぐろ類を目的とする操業において、くろまぐろが混獲される可能性が想定されること等を勘案の上設定。（また、均等割り30%は、想定したTACや隻数から、1航海分/隻の漁獲をカバーできる量を算出した結果を基に設定し、結果、実績割りは70%に。）
- R6管理年度以降の設定に当たっても、上記①～③は引き続き考慮する必要があるため、一定の均等割りは設ける必要があると考えられる。

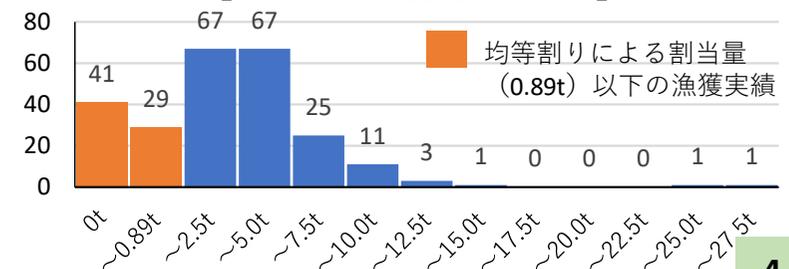
（また、現行と同様の計算をすると、均等割りの適切なシェアは25%。）【2022年割当船246隻の漁獲実績の有無】

- 加えて、IQ管理を行った2022年の実態を見ると、IQの設定を受けた船舶のうち6隻に1隻は、くろまぐろの漁獲がなかったところ。限られた資源を適切に管理しながら、漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨等に照らすと、資源を有効に利用できる設定基準にすべきであり、各船舶で事情はあるものの、IQを全く利用していない船舶が相当数存在する状況は、全体として見ると望ましいものとは言えない。

この点を考慮すると、実績にかかわらず配分される均等割りのシェアを大きくとり続けることは適当ではなく、縮小させていくのが妥当な方向性と考えられる。



【2022年の漁獲実績の分布】



### 3. 前回提示案の実績割りと均等割りの比率に対する意見

#### 【前回の分科会(8月)における委員からの意見】

- 資源管理がスタートして、漁獲を控えてきた経緯がある。今こういう状況であるからと配分方法を見直すのは、乱暴ではないか。一回方向性を示した数量を変える必要がないと思う。(堀内委員)
  - くらまぐろ資源が増えている中、今まで実績がないがこれからは獲るといふ船は増えてくる。均等割りをどんどん上げるわけにもいかないの、と、りあえず30%:70%を維持すべき。(川越委員)
  - 今年はたくさん獲れても、来年はどうなるか分からないのが漁業の難しいところ。30%というのは最低保証として守ってあげるのが良いのではないか。(倉委員)
  - 数年間やってみて修正していくというのは分かるが、まだ始めて間もないものを、簡単にころころ変えていくことが、本当に資源管理に対する行政の在り方なのか。(高橋委員)
  - 30%から25%に変わるということは、この2年間にどういう変化があったのかという具体的な数字を出してもらった方がよい。25%に変えることが妥当であるという数字や考え方を統一させれば、水産庁の考え方は理解されるものと思う。(木村委員)
  - 近かつ協の中には均等割りを30%より多くしてほしいという意見が多く、水産庁案の25%とは乖離がある。水産庁の考え方を理解していただくようなことが必要ではないか。(川辺委員)
  - 均等割りを増やしたいという人たちは、これから本当に獲るつもりがあるのかどうかという問題があって、その枠をどうするつもりなのかという懸念がある。(田中委員)
- (漁獲割当割合の有効期間及び設定に用いる漁獲実績については、特段意見なし。)

#### 【前回の分科会に提出された漁業者団体の意見書】

- 現在の設定基準(令和4~5管理年度)では漁業者間の漁獲割当数量に大きな格差が生じ漁業者間で強い不公平感があることから、まずは漁業者間の不公平感を是正すべきであり、その解決方法として、均等割の配分を現行設定基準より多くすべきである(近かつ協)
- 実際の漁獲能力に応じた割当がなされるべきであり、また、漁獲しない漁船を含めて一律配分(全体の30%)する漁獲割当を廃止して、我々の漁獲割当量を増量すべきである(全マ協)

# 4-1. 前回分科会での議論を踏まえた再検討

## 【近年の採捕の実態及び試算状況】

① かつお・まぐろ漁業において、R6管理年度以降のIQ設定の申請が見込まれる234隻のうち、2020年及び2022年の2か年の平均漁獲量がゼロの漁船が16隻いる一方で、十数トンの漁獲実績を有する漁船も存在。くろまぐろの漁獲量には実態として船間で格差がある。

② 2022年は、総量管理下のように他の漁船の漁獲状況による制約を受けないIQ管理が行われていたが、その年であっても、6隻に1隻(41隻/246隻)は、くろまぐろを全く漁獲していなかった。

③ 各船の漁獲実績を基に漁獲割当割合を試算すると、漁獲量が全体平均(2020年及び2022年の2か年では2.7トン/年)に満たない6割の漁船は、均等割りの比率を大きくするほど漁獲割当割合が増加する一方で、当該平均以上である4割の漁船は漁獲割当割合が減少することになる。

## 【漁業法の趣旨及びくろまぐろの資源状況】

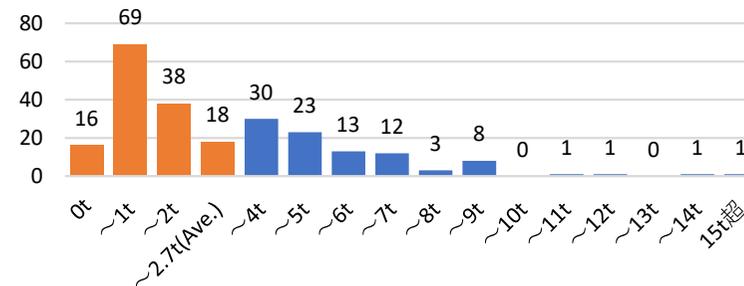
④ 限られた資源を適切に管理しながら、漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨等に照らすと、資源を有効に利用できる設定基準にすべきである。

⑤ 国全体の漁獲枠は増加しておらず、依然として厳しい数量管理を行っていく必要があり、新規にくろまぐろの漁獲を行おうする(又は拡大しようとする)者に対する配慮を積極的に行える状況にない。

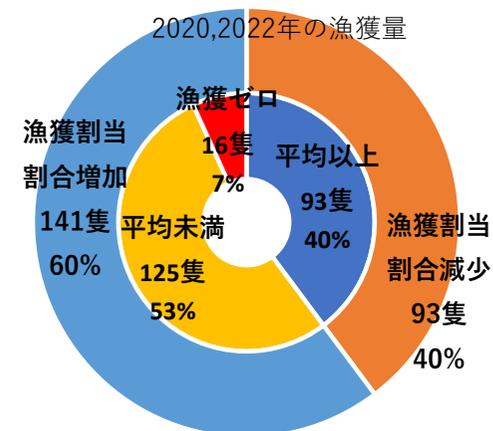


以上を踏まえると、均等割りを拡大＝実績割りを縮小することは、漁獲実績の少ない者の漁獲割当割合を増やし、漁獲実績の多い者の漁獲割当割合を減らすことにつながるため、限られた資源の公平な配分とは言えず、均等割りは縮小させていくのが妥当な方向性と考えられる。

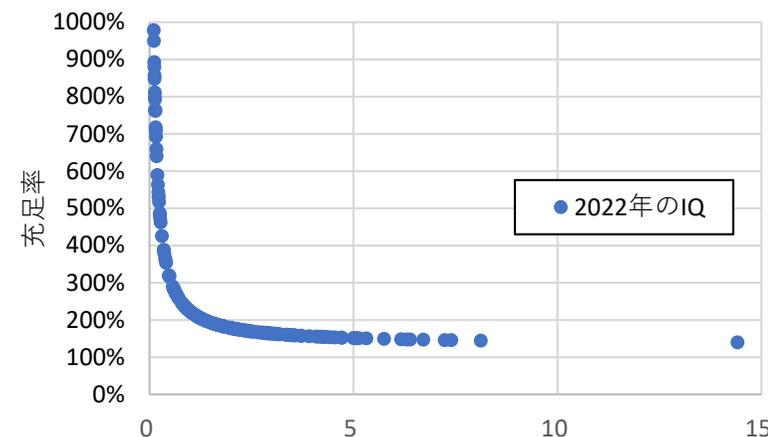
2020,2022年の平均漁獲量の分布 (申請見込234隻)



均等割拡大による漁獲割当割合の増減と



漁獲実績に対する現行IQの充足率 (IQ/平均漁獲量)



各船の2018～2020年の平均漁獲量 (トン)

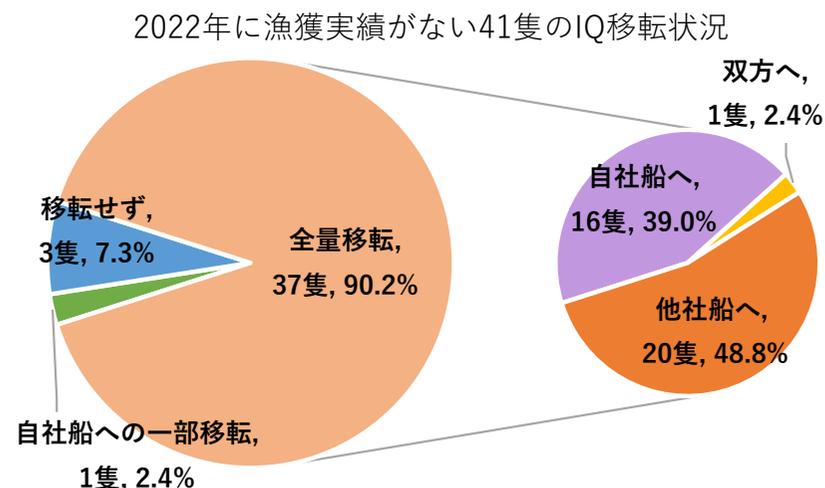
## 4-2. 前回分科会での議論を踏まえた再検討（続き）

38

○ かつお・まぐろ漁業では、公的IQの導入後、まだ2年（1有効期間）しか経過しておらず、各船がIQ管理下での操業に適応していく過渡期にある。実際、くろまぐろ操業を行うには漁具の仕立てや漁場の変更等が伴うことから、IQ管理初年度のR4管理年度には本格的な操業が困難であったとする漁業者や、経営効率の観点から自社船間で全量移転してくろまぐろ操業を行う船舶を限定している漁業者がいる。

○ IQを全く利用していない船舶が相当数存在する状況が今後も継続するかどうかは、更に複数年の漁獲実態のデータを蓄積した後、判断することが適当と考えられる。

○ 漁獲割当割合の有効期間を引き続き2管理年度とした場合、2年後には、3年分のIQ管理下での漁獲実態を確認した上で設定基準を見直し、当該3年間の実績を用いて漁獲割当割合を設定することが可能となる。



- 漁獲実績を重視した漁獲割当割合の設定基準にシフトしていくべきとの方向性は堅持するものの、現時点においては、IQ管理が定着していく過渡期的状況にあり、漁獲割当割合の設定に用いるIQ管理下での漁獲実績が十分に蓄積されていないことを踏まえ、今回設定する有効期間における実績割りと均等割りの比率は、現行の70%:30%を維持する。
- 次回の漁獲割当割合の設定の際に、IQ管理下の3年間(2022~2024年)の漁獲実態・漁獲実績を確認した上で、漁獲実績を重視した形での漁獲割当割合の設定が行われることとなるよう、設定を受けたIQを利用しない船舶に対する配分のあり方を含め、設定基準の見直しを行う。

# 5. 令和6(2024)管理年度以降の設定基準案の概要

事 項	現 行 (令和4～5管理年度)	次 期 (令和6管理年度以降)
漁業の種類	かつお・まぐろ漁業のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの	
漁獲割当割合の有効期間	二管理年度の期間	
	2022～2023年	2024～2025年
設定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合は、それぞれ申請された漁獲割当割合を設定する。</li> <li>➤ 申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合は、下記①及び②を合計した割合（申請された割合がこれより小さい場合は当該割合）とする。ただし、漁業関係法令違反の程度及び回数に応じてこれを減ずることがある。</li> </ul>	
実績割りと均等割りの配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 30%を申請隻数（申請した割合が0%の船舶を除く）で除して得た割合（均等割り）</li> <li>② 70%を基準期間における漁獲量に応じて按分して得た割合（実績割り）</li> </ul>	
漁獲実績の基準期間	設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間	
	2018～2020年の3年間	2021年は含めず、2020年、2022年の2年間
漁獲割当割合設定者の資格	かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者	

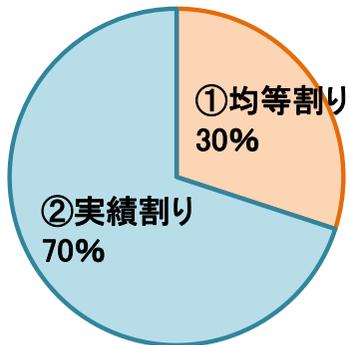
# IQ設定とTAC配分の流れ(イメージ)

40

## 漁獲割当割合設定

農  
水 林  
産 水  
庁 産  
大 庁  
臣 大 臣

### 1 漁獲割当割合設定基準策定



例) 基準期間における申請者全体の漁獲実績合計700トン、うち漁船Aの漁獲実績100トン、申請隻数10隻の場合



①30%を申請隻数で割って均等に配分

$30\% \div 10隻 = 3\%$   
 $70\% \times (100/700)\% = 10\%$

②基準期間における漁獲実績シェアに応じて按分(各々の漁獲実績 / 申請者全体の漁獲実績合計)

20%で申請



漁船A

### 3 漁獲割当割合の設定

漁業種類Bにおける有効期間は◇年間。  
(期間中は原則移転がない限り割合は変わらない。)

漁船Aへ設定する  
漁獲割当割合  
①+②=13%

※令和〇年~令和△年の割当割合

13%で通知



漁  
業  
者

### 2 漁獲割当割合の申請

### 4 漁獲割当割合の通知

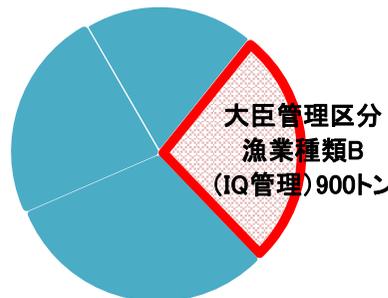
## TAC配分

農  
水 林  
産 水  
庁 産  
大 庁  
臣 大 臣

### 1 漁獲可能量(TAC)設定

令和〇管理年度  
魚種C  
TAC: 3000トン

### 2 大臣管理区分と各都道府県に配分



### 年次漁獲割当量の設定

毎管理年度の大臣管理区分への配分数量に応じて算出する。



漁船A

$900トン \times 13\% = 117トン$

※漁獲割当割合設定者に通知  
(管理年度ごとに設定)